

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------------|
| 4 | 国民健康保険の資格管理・給付に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藍住町は、国民健康保険の資格管理・給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析しこのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藍住町長

公表日

令和5年4月8日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険の資格管理・給付に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格管理・給付に関する事務等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、必要な情報を入力し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険の被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>③オンライン資格確認業務（資格履歴管理業務、機関別符号の取得等事務）</p> |
| ③システムの名称 | 国民健康保険システム、高額療養費支給システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 被保険者台帳情報ファイル、給付情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>番号法9条第1項 別表第一の第30項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13項</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【特定個人情報の提供ができる根拠規定】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>(1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119,120の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【特定個人情報の照会ができる根拠規定】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二（第42,43,44,45の項）</p> <p>別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13項</p> <p>【オンライン資格確認業務】番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康推進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康推進課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 藍住町総務企画課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 藍住町健康推進課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年1月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年1月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------|
| 令和1年6月26日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計) | 平成27年10月1日時点 | 令和1年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計) | 平成27年10月1日時点 | 令和1年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | Ⅳリスク対策 | 項目なし | 項目追加 | 事後 | |
| 令和5年3月31日 | I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要 | 「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格管理・給付に関する事務等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 ②国民健康保険の被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 | 「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格管理・給付に関する事務等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 ②国民健康保険の被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ③オンライン資格確認業務(資格履歴管理業務、機関別符号の取得等事務) | 事後 | |
| 令和5年3月31日 | I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称 | 国民健康保険システム、高額療養費支給システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 国民健康保険システム、高額療養費支給システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等 | 事後 | |
| 令和5年3月31日 | I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠 | 番号法9条第1項 別表第一の第30の項 | 番号法9条第1項 別表第一の第30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13項 | 事後 | |
| 令和5年3月31日 | I 関連情報 4. 情報提供ネ ットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠 | (特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第二 (1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119,120の項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第二(第42,43の項) | 【特定個人情報の提供ができる根拠規定】 番号法第19条第8号 別表第二 (1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119,120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【特定個人情報の照会ができる根拠規定】 番号法第19条第8号 別表第二(第42,43,44,45の項) 別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13項 【オンライン資格確認業務】番号法附則第6条 第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事後 | |
| 令和5年3月31日 | I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 | 藍住町総務課 | 藍住町総務企画課 | 事後 | |
| 令和5年3月31日 | Ⅲしきい値判定項目 1. 対象 人数 | 令和1年7月1日時点 | 令和5年1月31日時点 | 事後 | |
| 令和5年3月31日 | Ⅲしきい値判定項目 2. 取扱 者数 | 令和1年7月1日時点 | 令和5年1月31日時点 | 事後 | |